

広島市立井口明神小学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、広島市立井口明神小学校 P T A とよびます。

(事 務 局)

第2条 この会の事務局は、井口明神小学校内に置きます。

(目 的)

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全で幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とします。

(活 動 方 針)

第4条 この会は、教育を本来の目的とする民主団体として、次の基本的な活動方針に従って活動します。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と、連携・協力を図ります。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行いません。
- (3) この会、または、この名の役員の名前で公私の選挙の候補者を推薦しません。
- (4) 学校の人事、その他管理などには干渉しません。

(事 業 活 動)

第5条 この会は、第2条及び第3条をふまえて次の事業活動を行います。

- (1) 学校と家庭との緊密な連絡協調を図ります。
- (2) 児童の教育環境の充実および改善を図ります。
- (3) 児童の社会環境の向上及び補導を行います。
- (4) 会員の教養の向上を図ります。
- (5) 会員相互の親睦を図ります。
- (6) その他、この会が必要と認める事業活動をします。

第 2 章 会 員

(会 員)

第6条 この会の会員は、井口明神小学校に在籍する児童の保護者および教職員とします。

(会員の権利)

第7条 この会の会員は、次の権利を有します。

- (1) この会の会則のもとに、平等の取扱いを受けます。
- (2) この会の会則の規定により、会議に出席し、自己の自由意志に基づいて、発言および表決ができます。
- (3) この会の会則の規定により、この会の各機関の構成員についての選挙権があります。

(会員の義務)

第8条 この会の会員は、次の義務を負います。

- (1) この会の会則に従い、会の健全な発展に協力します。
- (2) 会費の納入をします。

第 3 章 経 理

(経 費)

第9条 この会の経費は、会費および寄付金その他の収入を当てます。寄付を受ける場合は、運営委員会の承認を必要とします。

(会 計)

第10条 この会の会計は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(予 算)

第11条 この会の予算は、総会の承認を必要とします。

(決 算)

第12条 この会の決算は、会計監査の審査を経て、その意見を付して総会で承認を受けます。

(会 費)

第13条 この会の会費は、児童一人につき毎月200円(年間2,400円)とします。

- 2 集金方法は、集金月に口座振替において集金するものとします。
- 3 集金月は、6月と7月、9月以降は毎月とします。
- 4 集金額は、6月は4月～6月分として、600円とします。7月は7月分のみで、200円とします。9月は8月～9月分として、400円とします。10月以降は、毎月200円とします。
- 5 集金対象者は、各集金月の一日現在に井口明神小学校に在籍している者とします。

第 4 章 役員および委員

(役員)

第 14 条 この会に、次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 事 務 局 1 名
- (5) 書 記 2 名
- (6) 会 計 監 査 2 名

(委 員)

第 15 条 この会に、次の委員を置きます。

- (1) 学級委員 各学級若干名
- (2) 専 門 部 部長、副部長各 1 名

(選 出 方 法)

第 16 条 この会の役員および委員は、次により選出します。

- (1) 会長、副会長、会計監査は、選考委員会によって会員の中から選出し、総会に置いて決めます。
- (2) 会計、書記、事務局長および事務局員は、会員中から会長が運営委員会の承認を得て委嘱します。
- (3) 学級委員は、各学級毎に若干名選出します。
- (4) 役員と委員は、兼務することはできません。

(役員の仕事)

第 17 条 役員の仕事は次のとおりになります。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理するとともに次の職務を行います。
 - ア 総会および臨時総会の招集
 - イ 運営委員会および委員総会の招集と議長役
 - ウ 各種委嘱状の発行
 - エ その他、委員総会において承認を得た件の処理
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
- (3) 書記は、次の職務を行います。
 - ア 総会および運営委員会ならびに委員総会の記録
 - イ 記録、通信その他書類の管理
 - ウ 会の庶務
- (4) 会計は、次の職務を行います。
 - ア 会計事務の処理

イ 総会での決算報告

ウ 財産の管理

エ 予算案の作成

(5) 会計監査は、この会の経理を監査し、総会で監査報告をします。

(顧 問)

第 18 条 会長は、必要に応じ委員総会の承認を経て、学識経験者を顧問として置くことができます。

(参 与)

第 19 条 学校長は、参与として全ての会議に出席し、意見を述べるすることができます。

(任 期)

第 20 条 顧問を含むこの会の役員等の任期は、1年とし再任は妨げません。

2 役員等は、後任者が就任するまでの間は、その職務を行います。

3 補充役員任期は、前任者の残任期間とします。

(役員補充)

第 21 条 この会の役員等に欠員を生じた場合は、委員総会で補充役員を選出を行うことができます。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 22 条 この会に、次の会議を置きます。

(1) 総会

(2) 委員総会

(3) 運営委員会

(4) 専門部会

(総 会)

第 23 条 この会の最高議決機関を総会として、次のことを協議し決定します。

(1) 役員選出

(2) 活動計画

(3) 予算・決算審議

(4) 会則の改廃

(5) 会費等

(6) その他、この会の運営上の必要事項

2 定期総会は、年度初めに開催します。臨時総会は、会長が必要と認められた時または、会員の 1/3 以上の請求によって開催することができます。

(委員 総 会)

第 24 条 委員および教職員で構成し、総会につぐ議決機関として、次のことを協議決定します。

- (1) 予算の流用および補正
- (2) その他、委員総会で必要と認める事項
- (3) その他、運営委員会で必要と認める事項

(運営委員会)

第 25 条 この会に、執行機関としての運営委員会を置き、役員、専門部長、副部長、必要に応じ教職員若干名で構成します。

(専 門 部 会)

第 26 条 専門部会については、細則で定めます。

(会議の成立)

第 27 条 総会の定足数は、全会員の 1/3 (委任状を含む) とし、特に定めるものを除き議事は出席者の過半数で決めます。

- 2 その他の各種会議は、事前に周知した定刻の出席者を以て有効成立し、出席者の過半数の同意を以て議決します。
- 3 表決で可否同数の場合は、議長が決めます。

第 6 章 雑 則

(会則の改廃)

第 28 条 この会の会則の制定と改廃については、有効成立した総会で出席者の 2/3 以上の同意を以て行います。

- 2 改廃案は、総会開催日 7 日前までに全会員に知らせます。

(連 盟)

第 29 条 この会は、広島市 P T A 協議会・西区 P T A 連合会に加盟します。

(付 則)

この会則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行されます。

平成 2 年 5 月 1 2 日一部改正。

平成 1 4 年 5 月 1 5 日一部改正。

広島市立井口明神小学校 P T A 一般細則

- 第1条 学級委員は、各学級の会員の互選によって選出します。なお、2学年以上より選出された場合は、高学年から優先します。
- 第2条 会則第26条により、この会の目的・方針を遂行するために、各種専門部および係りを設けて活動します。
- 1 各学級の委員・教職員は、それぞれ各専門部に所属します。
 - 2 各専門部の委員は、互選によって正・副部長を選出します。部長は、部会を招集し会務をつかさどります。
 - 3 専門部およびその内容は、次のとおりとします。

学 年 部	各学年および学級相互の連絡調整、P T C活動に関すること。
文 化 部	会員相互の研修・教養に関すること。
広 報 部	会員ならびに児童の広報に関すること。
生活指導部	会員ならびに児童の生活指導に関すること。
保健体育部	保健衛生ならびに体育に関すること。
 - 4 その他、会長が必要と認める部および係を置くことができます。
 - 5 各係は、学級毎に選出し、係長を互選により決めます。係長は、必要に応じて運営委員会に出席または状況を報告します。
- 第3条 緊急事項の発生した場合は、役員会で協議して専行し、事後に運営委員会または、委員総会の承認を受けます。
- 第4条 この会の運営に関連した業務を会長から依頼されて出張する場合は、旅費が支給されます。
- 1 会 費 (但し、懇親会費は1/2を支給する)
 - 2 交通費 (井口明神小学校を起点として、運賃実費を帰省後支給)
 - 3 弁当代
 - 4 宿泊費
- 第5条 会長・副会長・会計監査は、選考委員によって推挙することができます。
- 第6条 細則第5条に規定する選考委員は、会長・副会長・会計監査を除く運営委員で構成します。
- 第7条 この細則は、昭和57年6月12日より実施します。
平成2年5月12日一部改正。
平成5年2月20日一部改正。

広島市立井口明神小学校 P T A 慶弔細則

第1条 この細則は、本会の会員および児童等の慶弔・見舞い・謝恩・表彰について定めるものとしします。

第2条 本細則に基づく経費は、すべて運営費から支出するものとし、不足を生じた場合は、予備費から支出するものとしします。

第3条 慶弔については、次の各項に定めるものとしします。

	項 目	内 容
児童 関 係	児童の死亡	香料 5,000円・弔電・生花 会葬(P T A代表、当該学年部)
	児童保護者の死亡	香料 5,000円・弔電・生花 会葬(P T A代表、当該学年部)
	児童の病気および不慮の災害負傷 (但し、欠席20日以上・入院7日以上)	見舞金 3,000円 見舞い(当該学年部)
教 職 員 関 係	教職員および配偶者の死亡	香料 5,000円・弔電・生花 会葬(P T A代表、学年部)
	教職員の直系一親等以内の者の死亡	香料 3,000円・弔電・生花 会葬P T A代表(但し、配偶者の父母の場合は香料3,000円のみ)
	教職員の病気および不慮の災害負傷 (但し、欠勤20日以上・入院7日以上)	見舞金 3,000円 見舞い(P T A代表)
	教職員の転退職	在職1年 2,000円 2年目より1年増す毎に 500円 (端数は、1,000円に切り上げ)
	教職員の結婚・出産	結婚・・・祝金 5,000円・祝電 出産・・・祝金 3,000円
申し合わせ事項として、学級全体に呼びかけた場合は、有志一人あたり500円		

第4条 会長退任の場合は、感謝状・記念品料を贈ります。

第5条 役員(但し、会長を除く)・専門部部长および副部长3期経過した場合は、感謝状を贈ります。

第6条 特に本会のために功績顕著な者および役員(但し、会長を除く)・専門部部长および副部长5期以上の経験者の退任の場合は、感謝状・記念品料(金1万円以内)等を贈ります。この該当者ならびに記念品料の金額は、役員会で決めます。

付 記

第1条 その他、会長が必要と認めるときは、役員と協議して先行し、事後運営委員会に報告します。

第2条 慶弔等を受けた場合は、「お返し」はしないこととしします。

第3条 この細則は、昭和57年11月1日より実施します。

平成2年5月12日一部改正。 平成4年4月25日一部改正。

平成14年5月15日一部改正。